

# 長野労働局における台風 19 号豪雨災害への対応状況

長野労働局

## 課題Ⅰ 被災企業等に関連する雇用や労働条件等をめぐるトラブルの防止

### 1 企業・労働者のための特別相談窓口の設置（各監督署・ハローワーク）

○相談件数（令和元年 12 月 25 日現在） 726 件

監督署関係 233 件	ハローワーク関係 493 件
<内訳>	<内訳>
・賃金・休業手当 66 件	・雇用保険関係（事業所） 94 件
・非常時災害等の時間外労働 64 件	・雇用保険関係（被保険者） 65 件
・労災保険関係 50 件	・雇用保険関係（受給者） 56 件
・年休関係 12 件	・雇用調整・雇用維持関係（事業所） 243 件
・解雇・雇止め関係 10 件	・雇用調整・雇用維持関係（従業員） 14 件
・安全衛生関係 10 件	・職業訓練関係 21 件
・その他 21 件	

## 課題Ⅱ 被災企業等で働く方々の雇用の維持・確保に向けた取組への支援

### 1 台風 19 号豪雨災害に係る求職者等の状況

○台風被害を受けた者のうちハローワークに求職申込みしている者（台風発生以前の求職者を含む）  
152 人（令和元年 12 月 24 日現在）

○台風被害を受けた雇用保険適用事業所の離職票等の交付枚数（県外居住者を含む）  
（災害特例（※1）による離職票交付枚数及び激甚特例（※2）による休業票交付枚数）  
59 件（うち休業票交付 10 件）（令和元年 12 月 18 日現在）

○台風被害を受けて離職した者の雇用保険受給資格決定件数（自己都合離職者を含む）  
49 件（うち激甚特例：15 件）（令和元年 12 月 18 日現在）

#### 【雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例措置）】

- （※1）災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。
- （※2）激甚災害法指定地域内に所在地がある事業所が、災害による事業休止により収入が得られない場合、失業給付を受給できる場合がある。

### 2 雇用調整助成金 災害（台風 19 号）特例（※3）（※4）の利用状況

○雇用調整助成金計画届受理件数 15 件（実事業所数：11 事業所）（令和元年 12 月 26 日現在）

○対象労働者数 879 人（延べ人数）

#### 【雇用調整助成金にかかる特例措置】

- （※3）台風 19 号の被害による「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば雇用調整助成金が利用できる。
- （※4）休業を実施した場合の助成率を【中小企業】4/5、【大企業】2/3 に引き上げるなどの特例措置を実施。

## 課題Ⅲ 復旧工事、復旧作業における安全確保への指導、支援

### 1 工事発注者、関係団体等に対する労働災害防止の徹底に係る要請(17 団体)…10 月 15 日（水）

2 監督署による事業所巡回指導の実施（現場での防じんマスク、切創防止手袋、ゴーグル等の無償提供も実施）※事業所巡回指導…11 月 8 日までに長野署約 220 社、中野署約 90 社訪問（その他、上田署、小諸署においても巡回指導を実施）

### 3 復旧工事における労働災害発生状況を踏まえた要請(測量関係 2 団体)…11 月 18 日（月）

（参考）復旧工事、復旧作業における労働災害発生状況(12 月 25 日時点:労働者死傷病報告により把握)  
復旧工事関連：4 人、復旧作業：4 人